

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、脱退又は死亡について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(法令の規定に関する読替え)

第 1 条の 2 この規約において引用する次の表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。

左 欄		右 欄	
法	第 8 1 条の 3	平成 2 5 年 改正法附則 第 5 条第 1 項第 1 号に よりなお効 力を有する ものとされ た、同法附 則第 3 条第 1 号に規定 する改正前 厚生年金保 険法（以下 「改正前厚 生年金保険 法」とい う。）	第 8 1 条の 3
	第 8 5 条の 3		第 8 5 条の 3
	第 1 0 0 条の 1 0 第 1 項(第 3 4 号に係る部分に限る。)		第 1 0 0 条の 1 0 第 1 項(第 3 4 号に係る部分に限る。)
	第 1 0 6 条から第 1 1 0 条まで		第 1 0 6 条から第 1 1 0 条まで
	第 1 1 4 条から第 1 2 0 条の 4 まで		第 1 1 4 条から第 1 2 0 条の 4 まで
	第 1 2 1 条(改正前厚生年金保険法第 1 4 7 条の 5 第 1 項において準用する場合を含む。)		第 1 2 1 条(改正前厚生年金保険法第 1 4 7 条の 5 第 1 項において準用する場合を含む。)
	第 1 2 2 条から第 1 3 0 条まで		第 1 2 2 条から第 1 3 0 条まで
	第 1 3 0 条の 2 第 1 項、第 2 項（改正前厚生年金保険法第 1 3 6 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項		第 1 3 0 条の 2 第 1 項、第 2 項（改正前厚生年金保険法第 1 3 6 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項
	第 1 3 0 条の 3 から第 1 3 6 条の 5 まで		第 1 3 0 条の 3 から第 1 3 6 条の 5 まで
	第 1 3 8 条から第 1 4 6 条の 2 まで		第 1 3 8 条から第 1 4 6 条の 2 まで
第 1 4 7 条の 2 から第 1 4 8 条まで	第 1 4 7 条の 2 から第 1 4 8 条まで		
第 1 7 0 条から第 1 7 4 条まで	第 1 7 0 条から第 1 7 4 条まで		

	第176条から第177条まで 第177条の2第1項 第178条 第179条第1項から第4項まで及び第5項(第1号及び第4号に係る部分に限る。) 第180条から第181条まで 附則第30条第1項及び第2項、第31条並びに第32条		第176条から第177条まで 第177条の2第1項 第178条 第179条第1項から第4項まで及び第5項(第1号及び第4号に係る部分に限る。) 第180条から第181条まで 附則第30条第1項及び第2項、第31条並びに第32条
法第136条において準用する法第36条第1項及び第2項、第37条、第39条第2項前段並びに第40条から第41条まで	平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第136条において準用する改正前厚生年金保険法第36条第1項及び第2項、第37条、第39条第2項前段並びに第40条から第41条まで		
法第141条第1項において準用する法第83条、第84条、第85条及び第86条から第89条まで	平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第141条第1項において準用する改正前厚生年金保険法第83条、第84条、第85条及び第86条から第89条まで		
法第148条第2項及び第178条第2項において準用する法第100条第2項において準用する法第96条第2項	平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第148条第2項及び第178条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第100条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第96条第2項		
法第148条第2項及び第178条第2項において準用する法第100条第3項の規定並びに法第174条において準用する法第98条第1項から第3項まで及び第4項本文	平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第148条第2項及び第178条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第100条第3項の規定並びに改正前厚生年金保険法第174条において準用する改正前厚生年金保険法第98条第1項から第3項まで及び第4項本文		
厚生年金基金令(昭和41	第1条から第24条の2まで	公的年金制度の健全性及び信頼	第1条から第24条の2まで

年政令第324号。以下「基金令」という。）	第24条の3（第1号に係る部分に限り、基金令第58条において準用する場合を含む。）	性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「平成26年経過措置政令」という。）第3条第2項によりなお効力を有するものとされた、同政令第2条第8号に規定する廃止前厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）	第24条の3（第1号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第58条において準用する場合を含む。）
	第25条から第29条まで		第25条から第29条まで
	第30条第1項（基金令第31条第2項において準用する場合を含む。）、第2項及び第3項		第30条第1項（廃止前厚生年金基金令第31条第2項において準用する場合を含む。）、第2項及び第3項
	第31条から第41条の3の3まで		第31条から第41条の3の3まで
	第41条の3の4（基金令第41条の7において準用する場合を含む。）		第41条の3の4（廃止前厚生年金基金令第41条の7において準用する場合を含む。）
	第41条の3の5及び第41条の4		第41条の3の5及び第41条の4
	第41条の5（第3号を除く。）		第41条の5（第3号を除く。）
	第41条の6		第41条の6
	第42条から第48条まで		第42条から第48条まで
	第55条の2第1項（第1号に係る部分に限り、同条第2項において準用する場合を含む。）		第55条の2第1項（第1号に係る部分に限り、同条第2項において準用する場合を含む。）
	第55条の3		第55条の3
	第55条の4第1項及び第2項		第55条の4第1項及び第2項
	第56条から第60条まで		第56条から第60条まで
	第60条の2（第5項を除く。）		第60条の2（第5項を除く。）
	第60条の3		第60条の3
	第62条		第62条
	第63条		第63条
附則第2条、第5条、第7条及び第8条	附則第2条、第5条、第7条及び第8条		

厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）	第1章（第1条及び第66条を除く。）	公的年金制度の健全性及び信頼	第1章（第1条及び第66条を除く。）
	第3章（第74条の3第3項及び第4項、第75条第1項（第1号及び第17号に係る部分に限る。）、第76条、第81条から第83条まで並びに第88条を除く。）	性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過	第3章（第74条の3第3項及び第4項、第75条第1項（第1号及び第17号に係る部分に限る。）、第76条、第81条から第83条まで並びに第88条を除く。）
	附則第2項及び第7項	措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第17条によりなお効力を有するものとされた、同省令同条に規定する廃止前厚生年金基金規則	附則第2項及び第7項

（名 称）

第2条 この基金は、日本産業機械工業厚生年金基金という。

（事務所）

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都港区西新橋二丁目6番1号 小川ビル

（設立事業所の範囲）

第4条 この基金の設立事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。）となることができる適用事業所の範囲は、全国の次に掲げる業種に属する適用事業所とする。

- （1）内燃機関を除く原動機、ボイラ、鉱山機械、建設機械、化学機械（パルプ、製紙機械、合成樹脂加工機械を含む）、風水力機械、運搬機械、動力伝導装置（歯車を除く）の製造を主たる業とする事業所
- （2）前号に掲げる事業又は、事業所に関して組織される団体若しくは法人の事業所

(設立事業所の名称及び所在地)

第5条 この基金の設立事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第6条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2. 基金令第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。